

市民税課税層に対する食費・居住費の特例減額措置について

住民税課税世帯の方や、預貯金等が一定の金額以上の方等は、介護保険負担限度額認定が第4段階（非該当）となります。しかし、下記①～⑥の要件すべてを満たす場合、特例減額措置として、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額認定の第3段階②が適用されます。

① 属する世帯の構成員の数が2以上であること。

※ 配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。

※ 施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。②から⑥において同じ。

② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。

※ 施設入所にあたり、世帯分離（施設に住民票を異動する等）した場合に、利用者負担第3段階以下になる場合は、本特例は適用されません。

③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。）」から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万9千円以下であること。

※ 利用者負担において、高額介護サービス費の支給が見込める場合はその見込み額を控除。

④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること。

⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。

（注）介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）及び地域密着型介護老人福祉施設に入所する方が対象となります。ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）は対象外です。

申請の手続き

次の書類をご用意の上、高齢介護課窓口に提出してください。（郵送でも結構です。）

- 「介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置による負担限度額認定）」
- 「市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書」
- 全ての世帯員の所得額を証する書類（所得証明書、確定申告書等）※市外の方のみ
- 世帯の預貯金等の状況が確認できる書類（預金通帳等）
- 施設の利用者負担額がわかる書類（施設との契約書等）

ご不明な点は半田市福祉部高齢介護課までお問い合わせください。

電話（０５６９）８４－０６４９（ダイヤルイン）